

大玉村から自主的避難の実行を継続中の家族5名（うち子供3名）について、平成24年3月以降の避難雑費等が賠償された事例（平成24年1月分及び2月分は別途賠償済み）。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 避難雑費
- (2) 平成24年12月5日付け被申立人プレスリリースに基づく追加賠償
  - ア 追加的費用
  - イ 精神的損害等

#### 2 期間

- (1) について、平成24年3月1日から同年12月末日
- (2) アについて、平成23年3月11日から平成24年8月末日
- (3) イについて、平成24年1月1日から同年8月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,040,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 避難雑費                            | 600,000円 |
| (2) 平成24年12月5日付け被申立人プレスリリースに基づく追加賠償 |          |
| ア 追加的費用                             | 200,000円 |
| イ 精神的損害等                            | 240,000円 |

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項の(2)アに掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に

定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月19日

（仲介委員 櫻井滋規）